

(整理番号 2512)

長野地方最低賃金審議会

第 4 回本審議会 議事録

令和 7 年 11 月 27 日 公開

開催日時	令和 7 年 8 月 25 日 10 時 30 分 ~ 11 時 15 分		
場所	長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none">令和 7 年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（ 詮問 ）令和 7 年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（ 答申 ）令和 7 年度長野県最低賃金専門部会の廃止について特定最低賃金検討小委員会報告について令和 7 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（ 答申 ）令和 7 年度特定最低賃金の改正について（ 詮問 ）		
議事録			
開会			
岡田賃金室長	<p>それでは、ただいまより長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度第 4 回本審議会を開会いたします。まず定足数の確認です。本日は、公益代表委員の吉村委員がご欠席となり、委員 15 名中 14 名のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日は 2 名が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せて御報告させていただきます。</p> <p>それではこれからのお審議につきまして、山本会長よろしくお願ひいたします。</p>		
山本会長			

皆さんおはようございます。本日第4回の本審議会ということになります。先日の第3回の本審議会におきましては金額の審議に関しましてご審議いただきましてありがとうございました。本日の第4回の本審議会では、先日ここで答申いたしました、1,061円という長野県の最低賃金に対する異議の申出と特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、主に2本柱ということで検討していきたいと思いますので、本日もよろしくお願ひいたします。本日の会議は、原則公開となっております。本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員からは小林 委員、使用者代表委員からは土井 委員にお願いします。

それでは、議題(1)の「令和7年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)」について、事務局からご説明をお願いします。

岡田賃金室長

長野県最低賃金の改正決定につきましては、先日8月7日に答申をいただきまして、答申に関する異議申出の公示を8月7日から同月22日まで行いましたところ、資料35から36のとおり、2団体から異議申出書の提出がございましたので、ただいまより、長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長に対して、異議申出についての諮問をさせていただきます。

三浦労働局長

< 諒問文を手交 >

岡田賃金室長

それでは、各委員に諮問文の写しが配付されたと思いますので、事務局の方で朗読させていただいてもよろしいでしょうか。

山本会長

お願いいたします。

北原指導官

< 諒問文を朗読 >

山本会長

ありがとうございました。それでは今般の異議申出についての審議に入ります。まずは、異議申立ての内容について、事務局からご説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

それでは、事務局の方から概要についてご説明をさせていただきます。

資料 35をご覧ください。こちらの長野県労働組合連合会からの異議申立書について、概要を説明いたします。2段落目からですが、最低生計費試算調査では、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上が必要であること。3段落目ですが、長野県における再分析では、月額約28.2万円（時給1,882円）が必要であること。4段落目ですが、政府は「2020年代に最低賃金1,500円を実現する」との目標を掲げていますが、今回の63円（6.3%）の引上げでは、2020年代内の達成は不可能であり、今回の改定で1,100円を大きく超える水準が必要であること。続けて、裏面の1段落目ですが、長野県が属するBランクはAランクと同額であるため、目安額通りの改定では格差は縮小せず、東京都の格差は最大165円にもなっており、「全国一律最低賃金制」の実現を求めることがあります。2段落目ですが、長野県最低賃金審議会にも、私たちの意見書に添付する形で調査結果を提出していること。3段落目ですが、長野県最低賃金審議会が中央目安と同額の答申を行ったことは、地方審議会としての主体的判断や県内実態の反映が不十分であると言わざるを得ないことがあります。以上の点から、長野県労働組合連合会は、今回の答申に対し、下記の異議を申し立てる。記の1、長野県最低賃金を「63円引き上げ、1,061円とする」とした答申については不服であり、長野県の将来のためにも再審議を求めます。2、再審議にあたっては、全国一律最低賃金制を展望した地域間格差の解消と、最低生計費試算調査の結果を踏まえた生計維持を重視し、最低賃金1,500円以上に向けた引上げを求めます。3、最賃引上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。4、異議に関する審議について、全て公開の場での審議を求めることがあります。また、その際、意見陳述の機会を保障してください。以上となります。

次に、資料 36をご覧ください。こちらの生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申立書について、概要を説明いたします。2段落目ですが、63円の引上げ額は過去最高額であるものの、物価高騰による生活の悪化を改善できる額ではなく、さらなる物価上昇を考慮すれば実質賃金プラスには到底及ばないことがあります。3段落目ですが、多くの地域で地域経済の維持、活性化のために、中央最賃審議会で提示された目安を上回る改定額を出している中、今年も長野県では目安どおりの改定額で、東京などの都市部との大きな格差は維持されたままであり、長野県を支えるべき人材の流出を食い止め、働き手を確保し、地域経済を活性化するという点できわめて不十分と言わざるを得ないことがあります。4段落目ですが、長野県で働くすべての労働者が人間らしく暮らしていく最低賃金額となるよう、令和7年度の長野県最低賃金額について再考をお願いします。

以上となりまして、事務局から、2団体の異議申立書の概要を説明させていただきました。

山本会長

ありがとうございました。ただいまの異議申立書の内容につきまして、労働者代表委員、使用者代表委員からの御意見をおうかがいします。まず、労働者代表委員からご意見をお願いします。

斎藤委員

先ほど異議申立書を拝見させていただきました。我々が審議の中でお伝えしたことと似通った部分はあると思っております。ただし、長い時間、審議会で議論を尽くして出した結論でございますので、これに対してもう一度審議するというのは、我々として少し考えられないということでございます。この2団体の皆様の異議申立書の中の一部分は、我々が思っていることと同じ部分もございますので、来年に向けてこの部分を審議の中でしっかり議論をさせていただきたいと思っておりますが、今回の異議申立書には賛同することはできないと考えております。

山本会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員から御意見をお願いいたします。

鈴木委員

今ほど説明がありましたように既に決定したことであるわけですが、それについては、国が示した目安額を確保できたということですし、そうは言っても、引上げの影響率が20%を超える状況になってきてしまっているということですので、63円の引上げということでお願いしたいと思っております。

山本会長

ありがとうございました。事務局に確認ですが、資料35の県労連から意見陳述を希望とありますが、本日はそういった準備はないということでよろしいですか。

岡田賃金室長

はい、そうなります。事務局から追加説明をさせていただきますが、参考資料1をご覧いただきたいのですが、県労連から追加資料が提出されておりますので、紹介させていただきます。長野県の最低賃金998円をすぐに1500円以上引き上げることを求める要請署名が、8月18日付で554筆が追加されております。7月7日には13,772筆が提出されているということで、第2回本審の参考資料として配付済みですが、今回の追加分と合わせて14,326筆となり、昨年の13,851筆よりも多い署名が提出されることになります。以上です。

山本会長

ありがとうございました。ただいま労使委員双方からご意見をうかがいました、すでに審議が尽くされた事項であるとのことでございましたけれども、8月7日の答申のとおり「決定することが適当である。」との意見で異議はございませんでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは異議なしということですので、本件は、8月7日の答申どおりとすることに決定し、答申することにいたします。事務局で、答申文（案）を作成して配付してください。

山本会長

それでは、答申文(案)が配付されたので、議題(2)の「令和7年度長野地方最低審議会の意見に関する異議の申出について(答申)」に入ります。事務局は答申文（案）を朗読してください。

北原賃金指導官

< 答申文（案）を朗読 >

山本会長

ありがとうございました。ただいまの案のとおり答申してよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

よろしければ、(案)の文字を消していただきまして、正式にこの内容でこれから答申することにいたします。

< 山本会長から三浦労働局長に答申文を手交 >

山本会長

事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

それでは三浦労働局長からご挨拶を申し上げます。

三浦労働局長

皆様お疲れ様です。長野労働局長の三浦でございます。ただいま山本会長から長野県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に対する答申をいただきました。誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。委員の皆様には7月3日に諮詢させていただいた以来、限られた時間の中で慎重かつ熱心にご審議をいただきましたことにつきまして、改めて御礼を申し上げます。本日の審議結果を踏まえて、私ども、長野労働局といたしましては、10月3日の発効に向けて官報の公示等の事務手続きを円滑に進めてまいりたいと思います。今後は、引き続き、改定された最低賃金額の積極的な周知及び履行確保について鋭意努めてまいる所存でございます。また、答申にもございました、生産性向上のための助成金等の各種施策による支援の強化等の周知の徹底、中小企業事業者が賃上げの原資を確保できるよう、価格転嫁に向けた取り組みにつきましては、関係方面に対する要望を行うとともに、今後一層の施策の実施に取り組んでまいりたいと思います。委員の皆様には、今後特定最低賃金のご審議をお願いすることとしておりますが、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。最後になりますが、改めまして、本日は誠にありがとうございます。

山本会長

三浦局長、ありがとうございました。続きまして議題(3)に移ります。「令和7年度長野県最低賃金専門部会の廃止について」です。事務局でご説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

事務局から説明させていただきます。最低賃金審議会令第6条第7項の規定により「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により廃止するものとする。」とされております。したがいまして、本日の異議申出に係る答申をもちまして、長野県最低賃金専門部会は任務終了となりますので、審議会の議決によって廃止するということになります。事務局からの説明は以上でございます。

山本会長

ただいまの事務局の説明のとおり、規定により長野県最低賃金専門部会は廃止することいたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、長野県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することいたします。

山本会長

次に、議題(4)の「特定最低賃金検討小委員会報告について」に入ります。8月7日付けで長野労働局長から諮詢されました、長野県特定最低賃金改正の必要性につきましては、先日8月21日特定最低賃金検討小委員会において審議がなされました。その小委員会報告が、資料37「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)(写)」になりますので、ご覧ください。事務局で小委員会報告の朗読をお願いします。

北原賃金指導官

< 資料 37を朗読 >

岡田賃金室長

小委員会報告について補足させていただきますと、本年7月25日に、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の3業種に係る特定最低賃金の改正決定に係る申出書が提出され、第2回特定最低賃金検討小委員会において、3業種の改定決定の必要性の審議を行い、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業については、全会一致で改正決定の必要性有りとの結論に達しましたが、各種商品小売業については、申出書は適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意により行われており、3組合分の労働協約のうち労働協約額の最下限減額が今年度の県最低賃金の答申額、時間額1,061円を上回っておりましたが、審議において、労働者代表委員からは改正決定の必要性あり、使用者代表委員からは改正決定の必要性なしとのご主張がなされ、審議を重ねていただきましたが、全会一致の労使合意に至らず、報告書のとおり、改正決定の必要性有りとすることはできないとの結論になったところです。以上です。

山本会長

念のための補足になりますが、各種商品小売業については本年度の審議において必要性なしとの結論になりましたが、次年度以降も改正決定の申出を行うことにより、必要性の有無の審議を行うことができるということに関して改めてお伝えいたします。それを前提に、ただいまの報告書の内容について、何か御意見、質問等ありますでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、小委員会報告のとおり、今年度は、計量器等製造業及びはん用機械器具等製造業の2業種に係る特定最低賃金の改正決定について、「必要性有

り」とし、各種商品小売業に係る特定最低賃金の改正決定について、「必要性無し」とします。

山本会長

それでは、議題(5)の「令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)」に入ります。ただいま、了解が得られましたので、小委員会報告のとおり答申することにいたします。事務局で答申文(案)を配付の上、朗読をお願いします。

北原賃金指導官

< 答申文(案)を朗読 >

山本会長

ありがとうございました。ただいまの答申文(案)でよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

よろしければ、(案)の文字を消していただきまして、正式にこの内容でこれから答申することにいたします。

< 山本会長から三浦労働局長に答申文を手交 >

ただいま令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性について答申いたしましたので、続けて議題(6)の「令和7年度 特定最低賃金の改正決定について(詮問)」に入ります。事務局からお願いします。

岡田賃金室長

それでは三浦労働局長から山本会長へ、特定最低賃金の改正に係る諮問をさせさせていただきます。

< 三浦労働局長から山本会長に諮問文を手交 >

山本会長

それでは、諮問文の写しが配付されましたので、事務局で朗読してください。

北原賃金指導官

< 詮問文を朗読 >

山本会長

それでは、ただいま諮問を受けました特定最低賃金2業種の改正については、最低賃金法第25条第2項により、専門部会を設けて審議することとします。この専門部会の設置について、事務局で説明してください。

岡田賃金室長

まず、委員構成から説明させていただきます。専門部会は、最低賃金法第25条第4項の準用による第25条第3項により公・労・使、各側同数とされ、また、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内の構成とされており、長野地方最低賃金審議会では、専門部会を各側3名による合計9名の構成としているところです。以上でございます。

山本会長

ただいまの説明のとおり、従来から専門部会は各側3名による合計9名の構成としてきておりますが、今年度も同じ構成でよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。事務局で追加の説明はありますか。

岡田賃金室長

ただいま専門部会の委員構成が決議されましたので、本日、本審終了後に専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日につきましては9月9日火曜日までといたします。なお、この委員の推薦に併せまして、関係労使の意見聴取に関する公示につきましても、本日、公示を行います。意見の締切日は9月16日火曜日までといたします。続けて、特定最低賃金専門部会の廃止についてご説明をさせていただきます。専門部会での結審後は、特定最低賃金の改正決定に係る答申をいただきまして、答申に対する異議申出の公示を行うという流れになりますが、異議申出がありますと、改めて、本審、異議審を開催して、異議申立てに係る審議や専門部会の廃止に係る審議を行っていたいこととなります。一方、異議申出がない場合につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、その任務を終了したとき、すなわち異議申出期間の満了をもって、専門部会は審議会の議決により廃止するものとされております。事務局からは以上でございます。

山本会長

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありました、改正決

定の答申に関する異議申出がない場合の特定最低賃金専門部会の廃止につきましては、本日の本審で決議しておこうと思いますが、従来と同様に、異議申出期間の満了をもって廃止するという取扱いがよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、答申に関する異議申出がない場合の専門部会については、異議申出期間の満了をもって廃止することで決定をいたします。

山本会長

それでは、最後の議題(7)「その他」に入りますが、事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

長野県最低賃金の改正決定につきましては、今後、事務局におきまして9月3日水曜日に官報公示を行い、公示の日から起算して30日を経過した10月3日金曜日に効力発効となるよう手続きを進めてまいります。改めまして、委員の皆様には県最賃の審議にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。これからは特定最低賃金の審議となります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

山本会長

ありがとうございました。では最後に、労働者代表委員のほうから何かございますか。

(なしを確認)

使用者代表委員のほうから何かございますか。

(なしを確認)

よろしいですかね。それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。皆様、お疲れさまでございました。

閉会